

ID: 5469

担当部署:まちづくり部建築指導課

処分の概要	私道の変更又は廃止の制限		
法令名 根拠条項	建築基準法第 45 条第 1 項		
法令番号			
【基準】 建築基準法第43条（敷地等と道路との関係）、第45条（私道の変更又は廃止の制限）の規定による			
備考	弁明の機会の付与 建築基準法第 45 条第 2 項による準用により、同法第 9 条第 2 項～第 4 項にて「意見書の提出」又は「公開による意見の聴取」の機会が付与される。 なお、建築基準法第 9 条第 15 項の規定により、行政手続法第 13 条の適用は受けない。		
設定年月日	平成 29 年 10 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日